

介護保険課・高齢福祉課と話し合い

❁ 初期目的達成できなくてもプロセス踏め

ば報酬請求 OK!

介護保険制度が実施されて10年が経過しました。ホームヘルプサービスをはじめ、介護サービスの不適正事例といわれる給付の抑制が、ローカルルールのもと、広島市でも行われています。

今年の3月に介護保障を求めるひろしまの会では、広島市健康福祉局と話し合いをしました。そのなかで、認知症の高齢者の食事介助について、ヘルパーが働きかけても食べることができなかった場合、事業所として介護報酬の請求はできないと回答されました。

高齢者の生活実態に即した介護サービスについて請求制限すると、必要なサービスを提供することが困難になります。

国(厚生労働省)においては、「同居家族のいる世帯についての家事援助について適切なケアマネジメントにもとづく介護サービスは、介護保険給付として認められる」と通知が出されたように、自治体がローカルルールで給付を抑制することがないように伝えています。

広島市当局が介護サービスの現場で働くものの声を真摯に受け止められ、利用者に必要なサービスが保障されるような広島の介護保険にしていくため、介護保障を求めるひろしまの会では7月27日に「訪問介護の給付抑制についての申し入れ書」を提出するとともに、介護保険課長、高齢福祉課長と話し合いを持ちました。

話し合いには、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパーなど介護の現場職員を中心に、約40名が参加しました。

話し合いは、「認知症の食事介助や入浴介助の事例のように、初期目的が達成されなければ、介護報酬が請求できないのか」を中心に討議しました。

★介護の現場に文書で周知したいと回答

介護保険課長は「3月の時点では、内容を把握していなかった。この事例のように食事介助の当初目的が達成できなくても、食事の準備、声かけ、等プロセスを踏んでいれば報酬を算定できる」と今までの回答について撤回し、結果だけでなくプロセスを踏んでいるかで判断すると回答しました。それとともに、介護保障を求めるひろしまの会ではこの回答について、介護の現場に周知を市として文書ですよう求め、介護保険課長は「文書で周知したい」と回答しました。

以下、会より提起した事例の主なものの紹介します。

①. 食事介助1時間の予定で訪問。夜眠れず、日中の覚醒にばらつきがあり、スムーズに介助できることもある。しかし、眠気が強い時は起きてもらえず、準備をしたものの吸い飲みで一口水分摂取しただけで時間がきてしまい帰った。

→行政はかろうじて身1請求可能とされたが、身2で請求したいが、いかがか。

② 生活中心型で1時間の予定で訪問したが、利用者が精神的に落ち込んでおり、様子が通

常では無いと判断し、お話を聞くことで落ち着いたが30分以上、時間がかかり初期目的は達成できなかった。

→生2で請求でいいと考えるが、いかがか。話し合いの主なやり取りを報告します。

(課長) 3月には原則的に介護報酬は請求できないと話した。個別事例では例外的に認める。この事例は健康チェック、準備、声かけ、刻み食準備等した。結果的に報酬算定していい。

訪問介護の判断でなく後々のフォローのためにもケアマネに報告し算定必要と認められたら請求できる。勉

強会ではヘルパーを用意する。周知が大事と考える。

(質問) 認知症で買い物に行く計画だが、出る準備が長くかかりケアマネが計画をたてた時間内に収まらない。現に要した時間か、計画時間に収めなければいけないか。自分本位で動き、ヘルパーの言うことを聞いてもらえない。1時間が1時間半になったりする。プランの算定か要した時間になるか。

(課長) 計画の変更、サービス提供責任者とケアマネが連携を取り合って、ケアマネが必要と認める判断ではプランの変更、7表の変更、軽微な変更で対応してもらえばよい。

(会) 自主勉強会で指導の内容が変わる。サービス事業所が関わるところへは通達をきちんとしてほしい。

(課長) 2009年散歩の扱いについて文書をだしたように、個々の状況をみて判断する。散歩はダメと行為だけで判断でなく個々に判断する。

(質問) 食事介助はプロセス踏めばOKとのことだが、清拭、足浴して入浴は出来なかった場合、一連の行為で算定できるか。プロセス記載されてないといけないうか。

(課長) メモしておいたほうがいい。毎回行って起きることはない。たまに出ると思う。例外的にあった。ケアマネに報告。費やしたものについては算定していい。

(ヘルパー) 大体が成功だけでなく、当初目的がたまに成功もある。

裁量でOKでも、実際現場で監査が入ったときは不適正事例となる。OKなんですか。

(課長) 原則食事介助、入浴介助はケアプラン、プロセスをふんでやったにも関わらず目的達成ができなくても報酬請求していい。県にも話をして広島方式はこうしようとなった。適正化を広島は一生懸命やってきた。やばいことはやらない、でなく個別に相談してほしい。具体的状況を言ってほしい。一般論の話だけでは、だめですとなる。

(大島) 市のほうで、すべての事業所へ周知してほしい。

(課長) 本日の話し合いの内容について、すべての事業所に周知したい。

(大島) 同居家族のいる場合の家事援助について国もチラシで例示している。徹底してほしい。

「老々介護で家事援助を手伝ってほしい。でも私がいいたら出来ないですね。」といわれた事例がある。広島としては何を想定しているのか。厳しい判断をしている。

(課長) 本日の話し合いの内容を何とか周知していきたい。ケアマネ勉強会に周りの方にも是非出席の働きかけをしてほしい。

(会) 大阪はQ&A方式を通知というかたちで出している。自主勉強会で配っている。

広島市もQ&Aホームページで見て理解しやすく示していくことは出来ないか。

(課長) 国はQ&Aが自己矛盾を起こして整理した。市も時間はかかるが、Q&Aを整理したい。

(大島) 通院介助については次回にしたい。出来る、出来ないでなく、プロセスを踏んで判断していくと回答された。今後とも開かれた介護保険にしていきたい。

今後、来年度予算に向けて要望書を提出させていただきます。



介護保障を求めるひろしまの会

TEL 082-243-9240

FAX 082-243-9241

〒730-0051 中区大手町4-2-27

中央レジデンスビル405号